

市民自治と協働によるまちづくり の推進に向けての提言(案)

平成26年6月

四国中央市市民自治推進委員会

目 次

はじめに -----

1. 市民自治に関すること

① 地域コミュニティ基本計画に基づく市民自治意識の醸成 -----

② 市職員の地域での積極的な活動 -----

③ 自治会の活性化と連携強化 -----

2. 協働によるまちづくりに関すること

① 協働事業表彰制度創設の検討 -----

② ボランティア市民活動センターの活用による協働事業の拡大 -----

③ 組織全体で取り組める市役所の体制づくりの検討 -----

3. 市民参画に関すること

① タウンコメント制度の積極的な運用 -----

② 市民参画の方法の積極的な宣伝広報 -----

4. 情報提供に関すること

① 自治基本条例の市民への周知 -----

② 子ども向け冊子等による啓発 -----

③ 様々なメディアの活用による分かりやすい情報提供 -----

おわりに -----

四国中央市市民自治推進委員会委員名簿 -----

はじめに

1. 市民自治に関すること

① 地域コミュニティの活性化による市民自治意識の醸成

市民が主役の市民自治の実現には、地域コミュニティの活性化が必要不可欠である為、本年6月に策定された「地域コミュニティ基本計画」に基づき、公民館区でのコミュニティ活性化事業が今後実施されることとなる。

- ・事業実施の際には先例地の具体的な例を示し、分かりやすい説明を心がける。
- ・積極的な情報提供及び議論の機会を提供。
- ・市がきめ細かく根気強く関与していくことが望まれる。

② 市職員の地域での積極的な活動

市職員が一市民として地域活動に積極的に参加し、市民自治を意識した活動を実践することにより、地域住民の自治意識の醸成に繋げることが肝要である。

- ・職員研修等に継続的に取り組む。
- ・地域で市職員が活躍しやすい体制づくりを検討すべきである。

③ 自治会の活性化と連携強化

自治会、町内会等の従来から地域に根付いている地縁組織については、活発に活動している所も多く見受けられる一方、役員の高齢化や後継者不足により活動が停滞したり、場合によっては休止している地区もある。市民自治の推進の為には、自治会等の活性化及び連携強化を図ることが必要である。

- ・自治会組織の把握。
- ・運営に関する支援。

2. 協働によるまちづくりに関すること

① 協働事業表彰制度創設の検討

日ごろ地域において、協働によるまちづくりを実践されている団体や個人は多く存在しているが、市民の認知度は高いとは言えない。すばらしい取り組みを多くの市民に周知し、協働事業を拡大していくために表彰制度の創設を検討すべきである。

② ボランティア市民活動センターの活用による協働事業の拡大

地域において協働事業を行う上で、様々な経験や専門的な知識を必要とする場合に、ボランティア市民活動センターに登録している NPO やボランティア団体のノウハウを活かし、地域のコミュニティと協働で事業を実施していくことが望ましい。

- ・ボランティア市民活動センターのネットワークを活用し、他の地域にも協働の輪が広がることを期待できる。

③ 組織全体で取り組める市役所の体制づくりの検討

市が協働によるまちづくりを推進する為には、市役所の各部署任せにして各々の手法で取り組むのではなく、組織全体で推進体制を整えた上で全庁的に協働推進に取り組むべきである。

- ・推進本部等の設置検討

3. 市民参画に関すること

① タウンコメント制度の積極的な運用

市が重要な施策等に関する計画や条例などを決定する際に、素案の段階で幅広く市民意見を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行う市民意見提出制度は、市民の市政参画の機会を提供する有効な制度であるが、当市における制度創設以来のタウンコメントの実施結果を見ると、市民の関心が高い事案では意見提出の件数が非常に多いが、一方で全く意見提出が無いというケースが全体の半数以上を占めている。

- ・意見を公表するかしないかや、意見に対する回答について行政職員以外の第三者も加わり検討することにより、より多くの意見が取り上げられることが期待できる。
- ・寄せられた意見はできるだけ意向を汲んで取り上げることににより、以後他の事案にも興味を持たれ、意見提出する意欲の喚起に繋がる。

② 市民参画の方法の積極的な宣伝広報

自治基本条例の第6章では市政への参画方法として、「審議会等への参画」、「タウンコメント」、「住民投票」について規定されており、それぞれについて個別に条例化したり運営に関する指針を定めるなどし、市民参画を促す制度等は整備されてきたが、現状は市民が十分に市政に参画できているとは言えない状況である。市は、参画の方法を積極的かつ分かりやすく宣伝広報するとともに、参画する為のハードルを下げる努力が必要である。

4. 情報提供に関すること

① 自治基本条例の市民への周知

平成23年3月のアンケート調査において、自治基本条例の内容まで知っていると答えた市民が4%、聞いた事はあるが内容は知らないと答えた人が25%であった。また、平成25年3月の調査では、内容まで知っている2.6%、聞いた事はあるが内容は知らない38.9%となっており、若干認知度は上昇しているものの、四国中央市の最高規範として制定された自治基本条例を、半数以上の市民がまったく知らないと答えていることを深刻に受け止め、更なる周知の徹底を図るべきである。

② 子ども向け冊子等による啓発

若年層ほど自治基本条例の認知度が低いというアンケート調査の結果をふまえ、子ども達に、自分達のまちが自治基本条例に基づいて住民自治や市民の市政参画を進めているということについて学習する機会を提供することが必要である。

- ・学校で自分達の地域のことを学習する時間に、自治に関することを取り入れられないか検討。
- ・子ども向け冊子やパンフレットの作成、活用。

③ 様々なメディアの活用による分かりやすい情報提供

市では、広報紙とホームページを中心に情報発信しているが、市民参画の方法や協働事業の実施状況などの情報提供が十分とは言えない。

- ・実際に参画したり事業を実施している市民の意見や感想などを掲載するなど、市民に親しみやすく分かりやすい内容での情報発信に努める。
- ・ソーシャルネットワークサービスを活用や、ケーブルテレビによる宣伝広報。

おわりに

四国中央市市民自治推進委員会 委員名簿

選出区分	氏名	選出時所属、役職等
公募市民	山本 淑子	公募
市議会議員		市議会議員長 (本委員会任期) H25. 11. 28～H26. 8. 31
〃		環境経済委員長 H25. 11. 28～H26. 8. 31
〃	宇高 英治	市議会議員長 H24. 11. 30～H25. 11. 27
〃	荏田 清秀	環境経済委員長 H24. 11. 30～H25. 11. 27
〃	川上 賢孝	市議会議員長 H24. 9. 1～H24. 11. 29
〃	石川 秀光	環境経済委員長 H24. 9. 1～H24. 11. 29
副市長	真鍋 讓	副市長
学識経験者	◎ 鈴木 茂	松山大学経済学部教授
〃	○ 守谷 一郎	教育委員長
〃	中川 晴太	本部広報委員長
〃	宮崎 英樹	ボランティア市民活動推進協議会会長

◎委員長 ○副委員長

四国中央市自治基本条例

前文

私たちのまち四国中央市は、平成16年4月に川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併して誕生しました。

先人の英智と不断の努力によって築かれた水資源や法皇山脈と四国山地の緑豊かな山々、燧灘に面する恵まれた自然環境を源として、いにしえからの歴史と伝統文化を伝承しながら地域社会を形成してきました。

私たちのまちは、四国の中央に位置する地勢、さらにこの地域の多様な特性を生かし交通・物流・情報の交流拠点として、また全国屈指の「紙のまち」として発展を続けています。

私たちは、これらを礎としながら、こよなく愛するこのまちを守り、はぐくみ、次の世代へ引き継ぐ使命があります。

今、自治体においては自己決定や自己責任が求められている中で、私たちは、市民一人ひとりの幸せを希求し、自ら考え、行動し、ルールをつくり、共に自立できる社会を創造していかなければなりません。

そのためには、市民、議会、市が一体となって情報を共有し、互いに協力し合いながら協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念として、市民の権利と責務、議会や市の役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを実現するため四国中央市の最高規範となるこの条例を定めます。

四国中央市市民自治推進委員会

市民自治と協働によるまちづくりの推進に向けての提言

(お問い合わせ)

事務局：四国中央市 市民環境部 市民交流課

TEL：0896-28-6014

FAX：0896-28-6057

E-mail：shimin-kouryuu@city.shikokuchuo.ehime.jp

